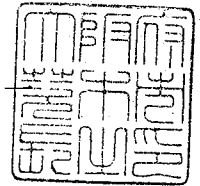


議 第 1 4 5 号
令和 6 年 11 月 13 日

茨木市都市計画審議会会長 様

茨木市長 福 岡 洋



北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）について（付議）

標記について、次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定において準用する、同法第19条第1項の規定により付議します。

北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（茨木市決定）（案）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面 番号
大字佐保 2	茨木市大字佐保地内	-	廃止	1/11
大字生保 1	茨木市大字生保地内	約0.20 h a	区域変更	2/11
下井町 4	茨木市下井町地内	約0.38 h a	区域変更	3/11
下井町2	茨木市下井町地内	-	廃止	4/11
中河原町 2	茨木市中河原町地内	-	廃止	4/11
上郡二丁目 1	茨木市上郡二丁目地内	-	廃止	4/11
上野町 2	茨木市上野町地内	約0.19 h a	区域変更	5/11
五日市二丁目・ 南耳原一丁目 1	茨木市南耳原一丁目地内	-	廃止	5/11
耳原二丁目 3	茨木市耳原二丁目地内	約0.08 h a	区域変更	6/11
郡三丁目 1	茨木市郡三丁目地内	約0.22 h a	区域変更	7/11
五日市緑町 1	茨木市五日市緑町地内	約0.25 h a	区域変更	8/11
星見町 2	茨木市星見町地内	-	廃止	9/11
目垣一丁目 2	茨木市目垣一丁目地内	約0.61 h a	区域変更	10/11
蔵垣内三丁目 3	茨木市蔵垣内三丁目地内	-	廃止	11/11
小 計		約1.93 h a		
鮎川一丁目1他230地区	2 3 1 地区	約41.28 h a	変更なし	
合 計	2 3 8 地区	約43.21 h a		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新旧対照図 1



縮尺：2500分の1

大字佐保 2

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

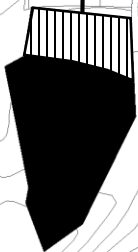
参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S＝1/2,500	図面番号	1／11
茨 木 市			

新旧対照図 2



縮尺：2500分の1

大字生保 1



凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

年度 令和 6 年度

北部大阪都市計画生産緑地地区

新旧対照図（詳細図）

縮尺 S=1/2,500 図面番号 2/11

茨 木 市

新旧対照図 3



縮尺：2500分の1

下井町 4

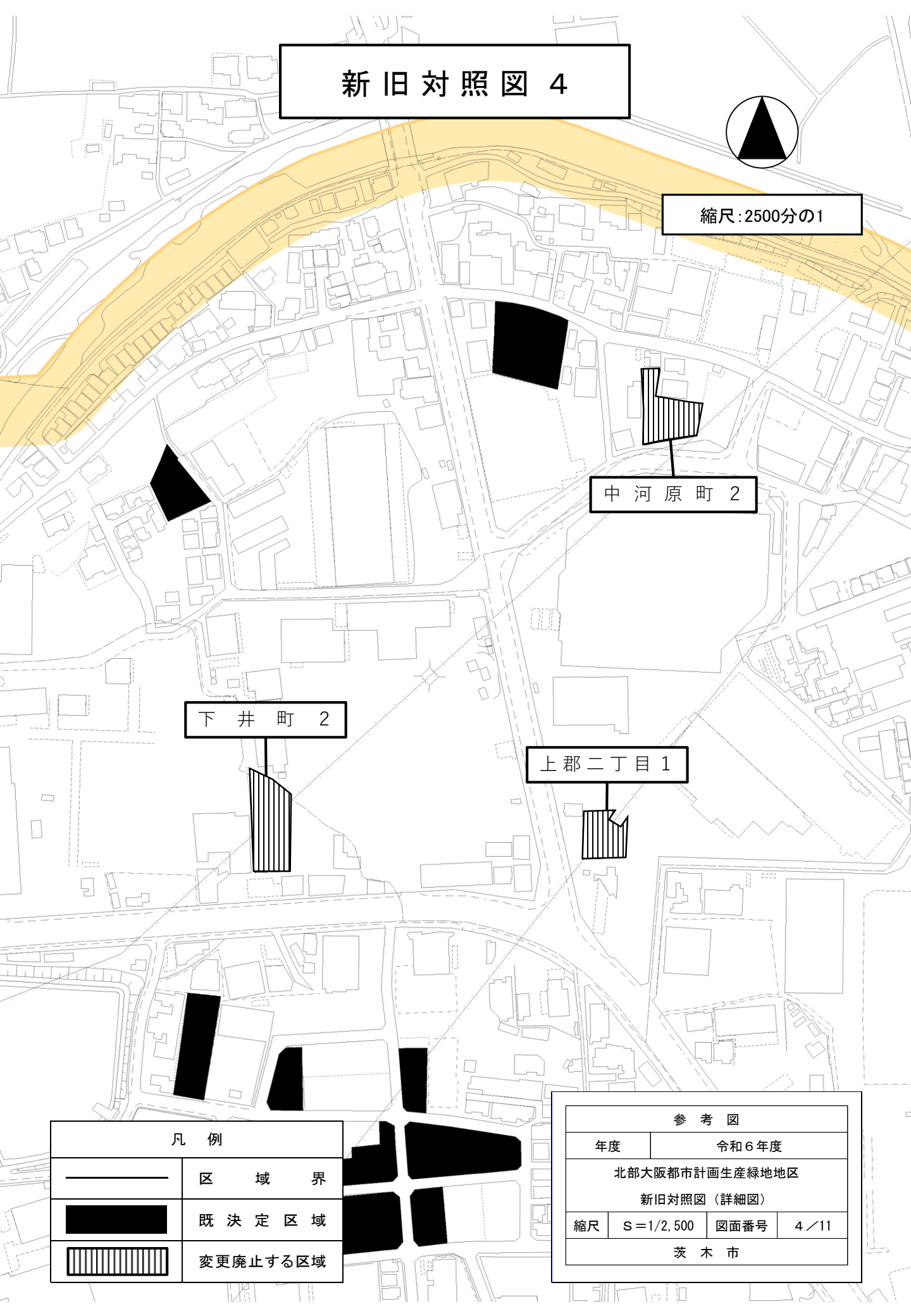
凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変更廃止する区域

参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S=1/2,500	図面番号	3／11
茨 木 市			

新旧対照図 4



縮尺：2500分の1



下井町 2

中河原町 2

上郡二丁目 1

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S＝1/2,500	図面番号	4／11
茨 木 市			

新旧対照図 5



縮尺：2500分の1

上野町 2

五日市二丁目・
南耳原一丁目 1

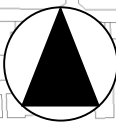
凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変更廃止する区域

参 考 図

年度	令和 6 年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区			
新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S = 1/2, 500	図面番号	5 / 11
茨 木 市			

新旧対照図 6



縮尺：2500分の1

耳原二丁目 3

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S=1/2,500	図面番号	6／11
茨 木 市			

新旧対照図 7

縮尺：2500分の1

郡 三 丁 目 1

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S=1/2,500	図面番号	7／11
茨 木 市			

新旧対照図 8



縮尺：2500分の1

五日市緑町 1

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

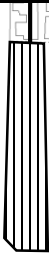
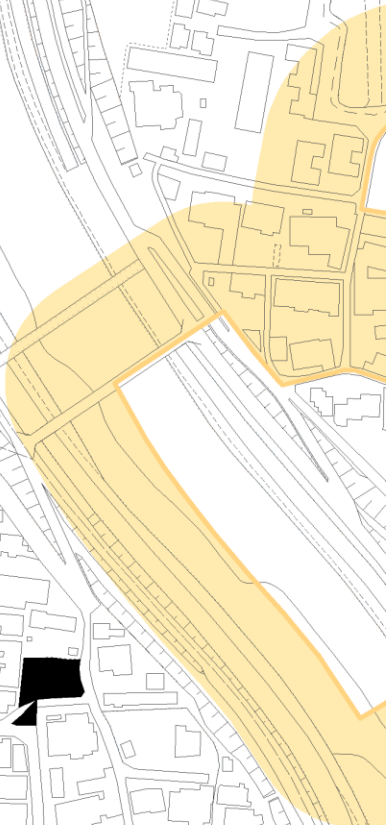
参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区			
新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S=1/2,500	図面番号	8／11
茨 木 市			

新旧対照図 9



縮尺：2500分の1

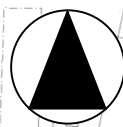
星 見 町 2



凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図			
年度	令和6年度		
北部大阪都市計画生産緑地地区			
新旧対照図（詳細図）			
縮尺	S=1/2,500	図面番号	9／11
茨 木 市			

新旧対照図 10



縮尺：2500分の1

目垣一丁目2

1

凡 例

凡 例	
	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

年度 令和6年度

北部大阪都市計画生産緑地地区

新旧対照図（詳細図）

縮尺 S=1/2,500 図面番号 10/11

茨 木 市

新旧対照図 11



縮尺：2500分の1

蔵垣内三丁目 3

凡 例

	区 域 界
	既 決 定 区 域
	変 更 廃 止 する 区 域

参 考 図

年度 令和 6 年度

北部大阪都市計画生産緑地地区

新旧対照図（詳細図）

縮尺 S=1/2,500 図面番号 11/11

茨 木 市

新 旧 対 照 表

名称	位置	変更前 面積 変更後 (ha)	追加 区域変更 廃止の別	変更理由	備考	図面 番号
大字佐保 2	茨木市大字佐保地内	0.95 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（申出基準日 の経過）	解除年月日 R6. 8. 7	1/11
大字生保 1	茨木市大字生保地内	0.29 — 0.20	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（申出基 準日の経過）	解除年月日 R6. 3. 1	2/11
下井町 4	茨木市下井町地内	0.48 — 0.38	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R6. 1. 30	3/11
下井町 2	茨木市下井町地内	0.11 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R5. 12. 28	4/11
中河原町 2	茨木市中河原町地内	0.07 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R5. 12. 28	4/11
上郡二丁目 1	茨木市上郡二丁目地内	0.05 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の故障）	解除年月日 R6. 8. 7	4/11
上野町 2	茨木市上野町地内	0.22 — 0.19	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の故障）	解除年月日 R6. 8. 7	5/11
五日市二丁目・ 南耳原一丁目 1	茨木市南耳原一丁目地内	0.10 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の死亡）	解除年月日 R6. 3. 12	5/11
耳原二丁目 3	茨木市耳原二丁目地内	0.13 — 0.08	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R6. 6. 18	6/11
郡三丁目 1	茨木市郡三丁目地内	0.33 — 0.22	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R6. 6. 4	7/11
五日市緑町 1	茨木市五日市緑町地内	0.27 — 0.25	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（主たる 従事者の死亡）	解除年月日 R5. 10. 12	8/11
星見町 2	茨木市星見町地内	0.11 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の死亡）	解除年月日 R6. 7. 24	9/11
目垣一丁目 2	茨木市目垣一丁目地内	0.66 — 0.61	区域変更	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による区域変更（申出基 準日の経過）	解除年月日 R6. 5. 8	10/11
蔵垣内三丁目 3	茨木市蔵垣内三丁目地内	0.06 — —	廃止	生産緑地法第10条に基づく 買取り申出後の行為制限解 除による廃止（主たる従事 者の死亡）	解除年月日 R6. 6. 11	11/11
変更地区合計	1 4 地区	3.83 — 1.93				
生産緑地地区 合計	2 4 5 地区 — 2 3 8 地区	45.11 — 43.21	追加 区域変更 廃止	0 地区 7 地区 7 地区		